

平成28年度 第10回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成28年度第10回農業委員会総会日程表

- 日 時 平成29年1月5日(木) 午後 1時30分～
- 場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室
- 招集者 四国中央市農業委員会会長 鈴木 和 夫
- 議 事
- 日程第1 会議録署名委員の指名
 - 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願について
 - 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について
 - 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
 - 日程第8 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

出席委員(33名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 高橋 幸正 | 2番 | 藤田 紘正 |
| 3番 | 石川 有利 | 4番 | 星川 安徳 |
| 5番 | 長野 祥 | 6番 | 石川 邦彦 |
| 7番 | 合田 慎太郎 | 9番 | 篠原 一志 |
| 10番 | 石川 雅弘 | 11番 | 高橋 裕 |

12番 山川 不器雄
15番 石川 武将
18番 三宅 繁博
20番 武村 美枝子
22番 三好 忠行
24番 高橋 博
26番 深川 厚
28番 高橋 恒男
30番 辻 政春
32番 渡邊 嘉富
34番 河村 薫
37番 鈴木 和夫

14番 篠原 義尚
17番 鈴木 登雄
19番 武村 喜太郎
21番 篠永 貴
23番 妻鳥 和美
25番 高橋 寅夫
27番 鈴木 博美
29番 阿部 恒一
31番 安部 忠男
33番 坂上 大恭
35番 齋藤 伊勢子

欠席委員（2名）

13番 賀田 康臣

36番 高橋 祥志

出席した職員

事務局長 曾我部 和司
次長 近藤 久幸
係長 岩崎 浩樹

次長 大西 唯文
係長 岡田 昇

局 長 ご起立願います。

局 長 皆さん、明けましておめでとうございます。礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 改めまして新年明けましておめでとうございます。今年の正月は随分おだやかで、ゆっくり休めたのではないかと思います。昨年は北海道の台風災害、熊本の地震、12月には糸魚川の大火ということで大変な年であったわけですが、今年は酉年ということで、空から見下ろして良い年になればと思っております。今年4月1日から農業委員会法の改正で新しい制度の中で、農業委員会が始まりますが、今日もまた報告があらうと思っておりますけど、新しいかたちでのスタートをスムーズにできますようお願いしたいと思います。先になりますけれども農業委員さんのメンバーも半分になりますが、ずっと続けてやっていただける方、あるいは交替される方も出ようと思っておりますけれど、そういった場合にはアドバイスをさせていただいて、これからの新しい農業委員会がうまくスタートできるように協力をお願いしたいと思います。

議 長 只今の出席委員数は、33名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第10回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 開会に入る前にお手元に配布しております資料につきまして、先に事務局の大西次長より説明がありますので、よろしく願います。

大西次長 お世話になります。お手元に3条55番と、3条買受適格証明、

5条と3つ、A4の横に綴じた資料が3つあると思いますが、今回この資料を配布いたしましたのは、事務局に申請が出て決裁資料としてつけているものです。農業委員さんをご存知かと思いますが農地法第3条につきましては、後から担当の方から説明いたしますが、許可する場合に農地法第3条第2項の第1号から第7号までに該当していれば許可できないということで、その分の数字も入れたりして、丸で囲んでいます。買受適格証明についても同じです。農地法第4条、第5条につきましては、これは県が許可権原者ですが、県へ進達する上で立地基準や一般基準等がありますが、事務局での調査段階で該当箇所を丸で囲んでおります。他市町の農業委員会の総会議事録を見ますと何で決定しているかということに記載しておりますが、当市の場合は基準等をまとめて「異議なし」ということで農業委員さんからお答をいただいておりますけれど、一応該当していないということでの説明になると思いますので、会議録に判定の基準等が記載されていないという国からの指導もありましたので、今回より配布することにいたしました。今後は農業委員さんに説明を加えていただきたらと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 これより会議を開きます。議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、
13番 賀田 康臣委員、 36番 高橋 祥志委員
より欠席届けがありましたので、ご報告いたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により
31番 安部 忠男委員、 34番 河村 薫委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による
通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。岡田 昇君

岡田係長 (受付番号32番～36番を議案書により報告)

議長 以上で報告を終わりました。

議長 日程第3、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてをご説明いたします。説明に入る前に今日お手元に配布の3条、3条買受適格証明について説明させていただきます。これは申請が出てきた時に事務局の方で作成し適正かどうかをみるものであります。まず、農地法第3条第2項の中に第1号から第7号までありまして、第1号関係の全部効率利用は譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか。第2号関係については、農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか。第3号関係の信託については、信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか。第4号関係については、譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか。第5号関係については、譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるかどうか。第6号関係につきましては、小作地を他人に転貸、質入れしていないか。第7号関係については、農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか。各号の基準に該当があるかないかを判断しております。

それでは説明いたします。2ページ目の受付番号55番、金田町半田の畑4筆につきましては、3条有償移転ということで、これは新規就農者でありまして、平成28年12月16日に聞き取り調査をしました。この〇〇さんは妻鳥町にお住まいで、年齢は59歳です。薬品を製造する会社を経営しておりまして、農業経験はほとんどなく、家庭菜園程度だそうです。理由としては問題となっている耕作放棄地を少しでも減らしたいという考えと昔から農業に興味があったということで農業を始めたいということがあります。現地は灌木や雑草が生い茂っていますが、もうすでに軽トラック、発電機、チェーンソー、草刈機を購入しております。

て許可が降り次第、有志を募って草刈や伐採をする予定とのことです。ここには2年間かけて、ブルーベリーやファッションフルーツ、ぶどう等の果樹を植えて、何が適しているか調べながら、餞別して増やしていきたいそうです。通農距離としては家から6キロメートル程度、車で15分以内とのことです。総合的に見まして、計画性や農業に対する意欲もあり、植える果樹の選定も決まって、ある程度生産できたら規模拡大も考えているということなので、事務局としては許可相当と考えております。続きまして受付番号56の川滝町領家の畑1筆につきましては、3条有償移転ということで以前に売買していたが登記できなかったために今回の申請に至ったものです。続きまして受付番号57、土居町津根の田1筆につきましては3条有償移転で譲受人の〇〇さんが規模拡大をしたいということです。水稻を植える予定とのことです。続きまして受付番号58番、土居町野田の田1筆につきましては、叔母さんから甥への贈与で、ここで問題がありますのは、経営面積ですが、野田地区は下限面積が5反以上で合わせても5反を切ります。が、利用権設定の方で出てきますが、それを合わせると5反以上になるということです。ただ3条許可につきましては、利用権が決定次第、同じ日にちで3条許可書を出す予定としております。ここには水稻を植える予定だそうです。続きまして受付番号59、土居町天満の田2筆については、譲受人の〇〇さんが規模拡大ということで、ここには水稻を植える予定と聞いております。受付番号60番の土居町蕪崎の畑2筆については、3条有償移転で、屋敷及び所有畑に隣接する土地で耕作に便利のためという理由で申請が出てきております。下限面積は足りておりませんが、農地法施行令第2条第3項第3号に該当しているということであげております。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で補足説明があれば合わせてお願いします。

議 長 受付番号55番ですが、これについては新規就農でありますので地元の委員さんの補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

山川委員　ただ今、事務局から説明がありましたが、12月16日に関係者4名で〇〇さんの面接を行いまして、内容について聞き取りをいたしました。確かに現地は原野でありまして、軽トラック、草刈機等備えておりますが、おそらくユンボも使用しないと畑にはならないと思いますが、たまたま去年の8月に隣接地に農地法3条で〇〇さんという方が、全く同じような原野を昔みかん畑であったところをユンボ等で畑にしているので、最初は伐採等をしなればいけないと思いますが、〇〇さんに聞いていろいろ指導を受けながら、やられてはどうかという意見を申し上げたわけですが、内容的に事務局からありましたとおり、我々もこうした荒地をやる意欲に感心して異議なしという結論になったということで報告させていただきます。

議　長　先に新規農家ということで、ただ今の事務局からの報告、地元委員さんからの説明がありましたが、皆さん新規就農ということにご異議ありませんか。

委　員　なし。

議　長　はい、次に56番について質疑ありませんか。

委　員　異議ありません。

議　長　57番

委　員　異議ありません。

議　長　58番は事務局から説明がありましたが、利用権設定の承認をいただいた後に許可をするということにしたいと思いますが、地元の委員さんご意見ありませんか。

河村委員　特に、異議ありません。

議　長　59番

齋藤委員 59番、60番異議ありません。

議長 他に質疑はありませんか。

委員 なし。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君
(岡田係長、受付番号2番～3番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 委員さんの補足説明があれば合わせてお願いします。

議長 受付番号2番

武村美枝子委員 2番、3番異議ありません。畑もだいぶ荒れているようなので。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 今回、5条事業計画変更申請は2件で、受付番号14、15、当初計画者、〇〇〇、承継者14番〇〇〇〇、15番〇〇〇〇。計画どおりできなかつたのは記載のとおりで、今回の申請は、土地の有効利用を図る観点からして、止むを得ない。立地基準、一般基準ともに合致し適当である。お配りした資料を見ていただいたらと思いますが、立地基準というのは主に農地区分、一般基準というのは転用の確実性であるとか、周辺農地等への影響を判断するものであります。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 委員さんの補足説明があれば合わせてお願いします。

議 長 受付番号14番

武村美枝子委員 14、15番は周辺は住宅地域になっております。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 なし。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め進達することに決しました。

議 長 日程第6、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 今回5条申請は、13件10,027平方メートルでした。受付番号155の川之江町の案件については、会社の駐車場を借りていたが、今回適地に駐車場用地を購入するものです。受人ベストデリカ有限会社代表取締役、昇 由貴宏、一部違反転用がありますが、始末書が提出されています。立地基準、一般基準ともに合致し適当である。続きまして、受付番号156、金生町山田井の案件については、家族が多くなり、妻の父の土地に住宅を建てるものです。面積は500平方メートルを超えていますが、国土調査実施中で353平方メートルであり問題はありません。立地基準、一般基準ともに合致し、適当である。受人 ○○○○。続きまして受付番号157、金田町半田の案件は、遊休農地にするには忍びないということで本件申請に至りました。受人株式会社コスモス代表取締役、篠原一志。立地基準、一般基準ともに合致し、適当である。受付番号158、上柏町の案件は、妻の母所有の土地で、双方の利害が合致した住宅建設です。受人 ○○○○。立地基準、一般基準ともに合致し、適当である。受付番号159、中曽根町の案件は、受人、渡人合致の住宅建設です。受人 ○○○○。立地基準、一般基準ともに合致し、適当である。受付番号160、中曽根町の案件については、住宅地に人気の建売住宅です。受人 株式会社四国中央エステート代表取締役、藤下 徹。立地

基準、一般基準ともに合致し適当である。受付番号161、中之庄町の案件については、渡人が農地を管理できなくなり、受人大尾不動産有限会社 代表取締役 大尾展充が分譲宅地として買い受けたもので、立地基準、一般基準ともに合致し、適当である。受付番号162、寒川町の案件については、受人が借家住まいで現在居住している地域に住宅を建設するものです。500平方メートルを大幅に超えますが、土地の形状から止むを得ないと考えられます。受人 ○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致し、適当であります。受付番号163、寒川町の案件については、同地区で安い住宅を希望するお客さまが多く、願ってもない建売住宅です。受人 有限会社四国リバブル 代表取締役 飛鷹節夫。立地基準、一般基準ともに合致し、適当であります。受付番号164、土居町上野の案件については、渡人、受人合致の太陽光発電施設です。受人 ○○○○。立地基準、一般基準ともに合致し適当。受付番号165、土居町上野の案件については受人は現在、新居浜市に居住、共同住宅は手狭で、受人、受人の妻は市内に職場があり、妻の父の土地に住宅を建設するものです。受人 ○○○○。立地基準、一般基準ともに合致し、適当であります。受付番号166、土居町北野の案件については、受人妻の父の土地に住宅建設です。受人 ○○○○○、○○。立地基準、一般基準ともに合致し、適当である。最後に受付番号167、土居町土居の案件については受人は新居浜市に本店、工場があり、売り上げを伸ばしております。仕入れ、納入先、従業員も四国中央市が多いので、工場機能を移し、事業拡大のための申請です。以上、簡単ですが説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。各委員さんの方で何かありましたら補足をお願いします。

議長 受付番号155番。

委員 異議ありません。

議長 156番

委員 異議ありません。

議長 157番については、議事採決の関係上、篠原一志委員の退席をお願いします。

(篠原一志委員、退席)

議長 それでは、157番についてのみ、進達することに異議がないかどうか採決したいと思います。許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なしという声多数。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 篠原一志委員の入場を認めます。

(篠原一志委員 着席)

議長 それでは篠原委員に報告いたします。全員一致で許可することに同意をいただきましたので、報告いたします。

議長 158番

委員 異議ありません。

議長 159番

委員 159、160番 異議ありません。

議長 161番

委員 異議ありません。

議長 162番

委員 162、163番 異議ありません。

議長 164番

委員 164、165番 異議ありません。

議長 166番

委員 異議ありません。

議長 167番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第4号は許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第7、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 （受付番号171番～179番 議案書により説明）

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの付則説明があれば、合わせてお願いいたします。

議 長 受付番号171番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 172番

委 員 172、173、174番 異議ありません。

議 長 175番

委 員 異議ありません。

議 長 176番

委 員 異議ありません。

議 長 177番

委 員 異議ありません。

議 長 178番

委 員 178、179番 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

渡邊委員 177番の続木さんの件で、農地法第3条の受付番号58番で下限面積が足らなくて、これを足したらということできているが、使用貸借の1年となっているが、1年で戻したらどうなるのか。5反を切ったら、58番については問題がないということになるのか。

議 長 端的に話せば。

渡邊委員 極論の話をしているのだが、こういう形で農地を取得し作るために1年だけ借りて下限面積を満たすということになってきたら。法律上はできるのかもしれないが。

議長 要は利用権設定で5反、下限面積をクリアできれば農地を取得できるわけですが、許可になればできるのですが、仮に途中で戻したら、新たに農地を取得する場合に取得農地を含めて5反ないと取得できないということになります。

渡邊委員 個々によって違うが農地をどうしたら農業者以外で動かせるかということがこの頃非常に多くなってきて、法律上問題はないんだろうけど、四国中央市の場合は議案に出てくることが多いので、こういうことを考えた人はすごいんだけど、審議、審査する側にしたら異常なしとしか言いようがないので。

議長 それを認めている農業委員会を含めて、県の指導は農業経営を確実にするという確認が取れば、これを拒むことができない。現実にこの人は適当であるかどうかということについては、客観的に見たら適当でないと思われても書類として出てきたら、それを拒むということはなかなかできないので、渡邊さんが言われる言葉に出ていることは、みんな理解していると思うんです。

渡邊委員 新規就農者も2年目、3年目以降の青色申告や農業関係の書類的な物の確認は一切なしで、ずうーっと農業者になった時点でなっている。せめて税務署の申告書ぐらいは毎年報告しないと、農業関係の所得ゼロのままですうーっと新規就農者ということが起きてくるので。認可する全責任はないにしても新規就農者の審査の基準があいまいになってきて。

議長 よくわかります。今回、冒頭に大西次長から説明がありました。が、補足資料、一般基準や立地基準というようなものを作って、チェックしながら本来はこういうことで止むを得ない、書類上は認められないと説明してきたんですが、こういうものを付けてきたのです。何もなしに口頭でいかがですか、どうしましょうかというふうな審査の方法はあいまいで、あと書類として残っていな

いので、返答にも困るということで、これをあえて今回事務局の方で付けてもらったんです。これらを参照しながらやっていくべきと思うんです。正直なところ、理屈ではわかっているけど腑に落ちないことがたくさんあると思います。

渡邊委員 農地を農地として売ってくれたら、動いて作ってくれたらいいけど荒れた土地の所有者が動いただけで、いっしょだと。益々、耕作放棄地が増えてきだしたら、こういう形で名義を替えないといけない。結局、農地として完全に復元せずにとただ所有者だけが替わってみんな農地を離せば怖くない状態になったのでは困るので。

議長 そのとおりだと思います。ただ国政の流れと言ったらいかんですが、実際のところ四国中央市の中では三島、川之江、土居といった中での下限面積の差というものをつけているのですが、全国的には農業経営をもっとしやすいように、やりたい人に農地を譲る方法はないかということで、下限面積を毎年見直していくのですが、はっきりとした返答ができるように考えていかないといけないと思います。

局長 会長からも説明がありましたが、この用紙というのは、許可に関する基礎資料なので、一番下の欄を見ていただいたらと思いますが、調査農業委員と調査職員となっております。署名するようになっております。実際にはこの4月から変更させていただこうと思っておりますが、議案書を送付した時に該当している地区の農業委員さんにお送りしようと思います。その中で地元の農業委員に調べていただいて、疑義がある場合は事務局の職員も同行して、現地も確認し農業の状況も確認するというので、調査の方法、審議の仕方も変えていきたいと考えていますので。まずは農業をしていただけるかどうか、一番大事なことになるので、農業経営ができないところには3条移転ができないというのが基本的な考え方なので、そういうことに近づけるような形に変更させていただいたらと思いますので、今回初めてつけたということなので。そういうことになるということをお留め置きいただいて、ご協力いただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

渡邊委員 農業委員の仕事を増やすのか。

局長 現実的にこの4月からは増えるのは間違いないと思いますので、できるだけ効率的にできるよう事務局もいろいろ整理して頑張ってみたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひします。

議長 本来ですと今、事務局の方で議案の説明をしておりますが、各地元の委員さんがこの方にチェックして現場の声を報告してもらおうという形が一番望ましいと思いますが、おそらく4月からそうなるかと思いますが、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

議長 それではほかにご質疑はございませんか。

委員 なし

議長 それでは、格別ないようですので、これより採決を行います。

議長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第8、諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 唯文君
（大西次長 受付番号22番～24番により説明）

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。

議 長 委員さんの補足説明があれば合わせてお願いします。

議 長 受付番号 22 番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 23 番

委 員 異議ありません。

議 長 24 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

諮問第 1 号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第 1 号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件はすべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございます。

した。これをもちまして、第10回四国中央市農業委員会総会を
閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間（14：25）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 鈴木和夫

委 員 安部忠男

委 員 河村 薫